

厚生労働省より 「新型コロナウイルス感染症に関する医師の 同意書等の臨時的な取扱いについて」のご案内

令和2年3月17日に厚生労働省より、はり師・きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る同意書の取り扱いについて、下記の通り通達がありましたので、お知らせします。

●通達の主旨

新型コロナウイルスの感染症予防の観点から「極力、医療機関を受診しなくてもよい体制を整える」というもので、同意書の交付に関する緩和措置が記されています。

※つらい状態でも我慢して欲しいなど病院への受診を抑制するものではありません。

●マッサージの再同意(変形徒手矯正術を除く)の取扱い

同意書の同意有効期間の終了日が令和2年2月25日から4月末の場合、同意書の有効期間を超えても**4月末までは同意の有効期間であると認められるため、保険施術が可能**となります。

(例) 同意期限が3月末までであれば、その同意書で4月末まで保険施術が受けられます。

●変形徒手矯正術の再同意の取扱い

ご利用者様よりお電話にて医師に体の状態を伝える事で「**診察**」とすることができ、医師から「**口頭**」で**施術に対する同意**を得た場合、施術が可能となります。なお、電話診察及び口頭の同意は、厚生労働省より通達があった**令和2年3月17日以降が有効**となります。

[注意点]

- 電話で診察をおこなった場合、同意書(書面)を交付していただく必要はありません。
- 電話で医師の診察を受けられる場合、ご利用者様自身でお電話していただく必要があります。ご自身でお電話をされるのが難しい場合は、普段病院に付き添っている方からの電話が望ましいですが、代理の方であっても医師が診断に値する情報を確認できた上で、同意いただける場合は認められます。

●初回の同意に関して

従来どおり医師の診察を受けて、書面での同意書が必要となります。

●上記特例の有効期限

令和2年4月末まで

厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/20200317_01.pdf) より要約

ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

